

資料7

本人を確認する書類の一覧表

1 点 で 本人 確認 できる 書類 (旅券法施行規則第2条第1項第1号)	○日本国旅券(失効後6か月以内の旅券で本人を確認できるもの。公用旅券を含む) ○運転免許証(日本国が発行した国際運転免許証及び、仮免許証を含む) ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引士証	○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○認定電気工事従事者認定証 ○特殊電気工事資格者認定証 ○耐空検査員の証 ○航空従事者技能証明証 ○運航管理技能検定合格証明書 ○動力車操縦者運転免許証 ○教習資格認定証(猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証) ○検定合格証(警備員に関するもの)	○個人番号カード ○写真付き住民基本台帳カード (個人番号カードの交付を受けていない場合に限る) ○官公庁職員身分証明書(写真付き)(独立行政法人、特殊法人及び共済組合職員を含む) ○身体障害者手帳(写真が貼付され、写真貼替え防止がなされているもの) ○運転経歴証明書(発行年月日が平成24年4月1日以降のもの)
2 点 で 確認 する 書類 A 公の機関が発行する証明書等で写真のないもの(2号イ)	○資格確認書 【例】 ・国民健康保険 ・健康保険 ・船員保険 ・後期高齢者医療 ・国家公務員共済組合 ・地方公務員共済組合 ・私立学校教職員共済制度 ○介護保険被保険者証 ○年金手帳、年金証書 【例】 ・国民年金手帳・証書 ・厚生年金手帳等各種の年金手帳、証書 ・基礎年金番号通知書 ○恩給等の証書 ○申請書に押印した印鑑の「印鑑登録証明書」	(以下は知事が特に認めるもの) ○任意継続組合員証 ○生活保護受給証明書(受診券含む) ○被爆者健康手帳(健康診断受診者証を含む) ○母子(父子)家庭医療費受給者証 ○重度(心身)障害者医療費助成金受給者証、受給資格証 ○自衛官診療証 ○(国民)健康保険受給資格証明書 ○(国民)健康保険継続療養証明書 ○国民健康保険退職被保険者等証明書 ○健康保険日雇特例被保険者手帳 ○中国残留邦人等に対する支援給付制度による本人確認証 ○公の機関又は公益法人の発行する資格者証、登録証、会員証等(写真のないもの) 【例】 弁護士会、行政書士会、司法書士会の会員証、税理士証票、火薬類保安手帳、安全運転管理者証 等	○母子健康手帳 ○(国民)健康保険高齢受給者証 ○乳幼児医療費受給者証 等 ○厚生年金基金加入員証 ○雇用保険被保険者証 ○雇用保険受給資格者証 ○在学証明書 ○生徒手帳(写真のないもの) ○官公庁が発行した納税証明書(所得税、住民税に限る) ○市・県民税特別徴収税額通知書 ○住民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書、(非)課税証明書を含む) ○源泉徴収票(官公庁、会社、各種法人等の発行で直近のもの) ○厚生年金等支払通知書(支払額改定通知書含む) ○身分証明書(本籍地のある市町村で発行したもの) ○写真付きでない住民基本台帳カード(個人番号カードの交付を受けていない場合に限る)
B 写真の貼られたもの(2号ロ)	○学生証(専修、各種学校を含む)、生徒手帳、勤務先の身分証明書(氏名が記入され写真の貼付されたもの) ○公の機関が発行した資格証明書で写真のあるもの(国、都道府県、市町村又はその指定機関が発行した登録証、資格証明書等) 【例】 ・在留カード(日本で発行したもの) ・危険物取扱者証 ・フォークリフト運転技能講習修了証	・労働安全衛生法による免許証 ・高圧ガス製造保安責任者免状 ・高圧ガス販売主任者免状 ・液化石油ガス設備士免状 ・地域交通安全活動推進委員証 ・食糧流通改善推進員証 ・銃砲所持許可証 ・消防設備士免状 ・工事担任者資格者証(総務省) ・敬老優待乗車証(バス乗車証) ・○級建築士免許証 等	(以下は知事が特に認めるもの) ○身体障害者手帳(写真貼替え防止がなされていないもの) ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○通門証、外務員証等(写真付き) ○日本国旅券(失効後6か月を超える旅券で本人を確認できるもの) ○帰国のための渡航書